

令和 8 年 6 月 25 日

お客さま各位

ひまわり信用金庫

「ことら送金」の取扱開始及び「当座勘定規定（一般用）」の一部改正について

ひまわり信用金庫は、令和 8 年 7 月 15 日より「ことら送金^{※1}」の取扱いを開始し、それに伴い「当座勘定規定（一般用）」を令和 8 年 6 月 30 日付で一部改正しますので、お知らせいたします。

「ことら送金」は、株式会社ことらが提供する個人間を対象とした少額送金サービスであり、同社に加盟する金融機関等の個人口座間において、スマートフォンアプリを利用して送金できるサービスです。

当金庫の預金口座をご利用の個人のお客さまは、スマホ決済サービス「Bank Pay^{※2}」を通じて「ことら送金」をご利用いただけます。

当金庫では、今後もキャッシュレス社会に対応した商品・サービスを充実させ、お客さまの利便性向上に努めてまいります。

記

1. ことら送金について

<サービス概要>

提 供 開 始 日	令和 8 年 7 月 15 日（水）
対象のお客さま	個人のお客さま（法人のお客さまはご利用になれません）
対 応 ア プ リ	Bank Pay
送 金 方 法 等	口座番号を指定した送金のほか、携帯電話番号やメールアドレスを指定した送金 ^{※3} が可能です。また、その場合は、送金と同時にメッセージを送ることができます。なお、送金先についても、個人のお客さまの口座が対象となります。
送 金 上 限 額	1 回あたり 10 万円、1 日あたり 10 万円
手 数 料	無料

※1 ことら送金の詳細については、以下の株式会社ことら Web サイトをご覧ください。

<https://www.cotra.ne.jp/p2pservice/>

※2 Bank Pay は日本電子決済推進機構が提供するスマホ決済サービスです。詳細は、以下の同機構 Web サイトをご覧ください。<https://jeppo.jp/bankpay/>

※3 受取側がことら送金対応アプリで口座と携帯電話番号やメールアドレスを紐付けしている場合にご利用いただけます（口座番号を指定して送金する場合には、受取側がことら送金対応アプリをご用意いただく必要はありません）。

2. 当座勘定規定（一般用）の一部改正について

「ことら送金」の取扱開始に伴い、当座勘定規定の一部を改正いたします。

なお、改正前からお取引いただいているお客様にも改正後の規定が適用されますので、予めご了承ください。

改正日	令和8年6月30日（火）
改正内容 （下線部分を 追加・変更いた します。）	第9条（支払の範囲） (1)（略） (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振 込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金し た資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> (3) <u>手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</u> 第10条～第32条（略）

<本件に対するお問い合わせ>

[ことら送金について]

ひまわり信用金庫 営業推進部 TEL 0246-23-8500

[当座勘定規定（一般用）の一部改正]

ひまわり信用金庫 事務部

以 上

